

広島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下門田泉吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市君田町櫃田字中沓ヶ原一四七番一地从先から 三次市君田町櫃田字黒口六一番一地从先まで		一一・二〇〇 四九・六〇〇	三・〇〇〇 一四・一〇〇	六五八・〇〇〇 四一七・〇〇〇	
	一一・二二〇 三三・〇〇〇	四一七・〇〇〇			
					ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六三〇・〇〇〇 メートル